

令和5年6月28日

県南広域振興局長

提出者 株式会社東北鉄興社

住所 〒029-0303 岩手県一関市東山町松川字滝ノ沢198番地

氏名 代表取締役社長 佐野聰

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	株式会社東北鉄興社	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市東山町松川字滝ノ沢198番地	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	2,227 kJ	* 施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況			
二酸化炭素の排出の抑制のための措置	別紙のとおり。		
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
株式会社東北鉄興社	〒029-0303 岩手県一関市東山町松川字野平159番地	kJ
		kJ
		kJ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。

3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第44条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。

4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

二酸化炭素排出量 (2022年度使用量)

エネルギー使用量			二酸化炭素の排出状況	
	項目	使用量(A)	原油 換算量 (kℓ)	排出係数(B) (t-CO ₂ /kℓ)
燃料 及び熱	原油(コンデンセートを除く)	kℓ		2.62 t-CO ₂ /kℓ
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kℓ		2.38 t-CO ₂ /kℓ
	揮発油	2 kℓ	2	2.32 t-CO ₂ /kℓ
	ナフサ	kℓ		2.24 t-CO ₂ /kℓ
	灯油	5 kℓ	5	2.49 t-CO ₂ /kℓ
	軽油	72 kℓ	70	2.58 t-CO ₂ /kℓ
	A重油	265 kℓ	267	2.71 t-CO ₂ /kℓ
	B・C重油	221 kℓ	239	3.00 t-CO ₂ /kℓ
	石油アスファルト	t		3.12 t-CO ₂ /t
	石油コークス	t		2.78 t-CO ₂ /t
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	1 t	3.00 t-CO ₂ /t
		石油系炭化水素ガス	千m ³	2.34 t-CO ₂ /千m ³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	2.70 t-CO ₂ /t
		その他可燃性天然ガス	千m ³	2.22 t-CO ₂ /千m ³
	石炭	原料炭	t	2.61 t-CO ₂ /t
		一般炭	t	2.33 t-CO ₂ /t
		無煙炭	t	2.52 t-CO ₂ /t
	石炭コークス	t		3.17 t-CO ₂ /t
	コールタール	t		2.86 t-CO ₂ /t
	コークス炉ガス	千m ³		0.85 t-CO ₂ /千m ³
	高炉ガス	千m ³		0.33 t-CO ₂ /千m ³
	転炉ガス	千m ³		1.18 t-CO ₂ /千m ³
その他の燃 料	都市ガス	千m ³		2.23 t-CO ₂ /千m ³
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()
産業用蒸気		GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ
産業用以外の蒸気		GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ
温水		GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ
冷水		GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ
小計			584	1,587.0
電 気	昼間買電	3660 千kWh	941	0.488 t-CO ₂ /千kWh
	(夏期・冬期における 電気需要平準化時間 帯)	2074 千kWh	533	
	夜間買電	2933 千kWh	702	0.488 t-CO ₂ /千kWh
	上記以外の買電	千kWh		0.550 t-CO ₂ /千kWh
	自家発電	千kWh		
小計		6,593 千kWh	1,643	3,217.4
合計			2,227	4,804.4
※ 燃料を用いて自家発電した電気の うち、他社に販売した量		千kWh		t-CO ₂ /千kWh
合計				4,804.4

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用的合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号) 第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

4 「夏期・冬期における電気需要平準時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。
「電気」の「小計」で重複計上しないでください。

5 「燃料を用いて自家発電した電気」を他者に販売した場合、その量と排出係数を適切な方法で算出し、
※の行に正の値で入力してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組（計画）

【目標値】

令和7年度(2025年度)までに令和4年度(2022年度)比で3%削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

①電気

運転方法の改善、設備・機械効率の改善の実施。機械保全強化による機械効率の維持。

感知式照明の導入、照明の間引き実施。

エアコン整備の徹底。フィルター掃除の定期的実施、年一度の業者による点検実施。

以上の対策を実施し、電気使用量を2022年度比5%削減する。

②A重油

石灰焼成炉でのアトマイ징用蒸気の使用量削減により、A重油使用量を削減する。

安定的に設備を稼働させ、A重油使用量を2022年度比55%削減する。

③軽油、揮発油

アイドリングストップを実践するとともに、急発進、急加速をやめるエコドライブを推進し、

軽油、揮発油の使用量を削減する。

○再生可能エネルギー（再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達）

情報収集含め関係業者と検討を進める。

○自動車利用抑制

社員のほとんどが車を利用しなければ通勤できない状況である。

利用抑制は難しい。

○輸送の合理化

消石灰積込み時間の短縮に努める。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・省エネ、温暖化対策等の外部講習会への各部署からの積極的参加
- ・省エネWG活動の推進

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・毎月1度開催する省エネ推進委員会の場で年に1回計画の達成度をフォロー
- ・省エネWG会議で省エネ施策の進捗について把握

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・紙ごみ、ガラス瓶、空き缶等は分別回収を徹底する。
- ・紙使用量削減 裏用紙の活用と一部会議での紙による資料配布停止

別紙 その2 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

燃料別	保有台数	燃料使用量	二酸化炭素の排出	
			排出係数 (B)	排出量
ガソリン	()	ℓ	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
軽油	()	ℓ	2.58 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
LPG	()	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気	()	kWh	0.488 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	()			kg-CO ₂

備考 1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数（内数）を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

【具体的な取組】

○エコドライブ

○輸送の合理化

○電動車

○自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組（駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等）
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車等）の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項